

予算特別委員会

令和 7 年 6 月 2 3 日

葛 城 市 議 会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和7年6月23日（月） 午前9時30分 開会
午前9時55分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | | |
|-----------|------|-----|----|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 | 浩 |
| | 副委員長 | 杉本 | 訓規 |
| | 委員 | 西川 | 善浩 |
| | 〃 | 坂本 | 剛司 |
| | 〃 | 吉村 | 始 |
| | 〃 | 谷原 | 一安 |
| | 〃 | 川村 | 優子 |
| | 〃 | 増田 | 順弘 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 奥 本 佳 史

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 財 務 部 長 | 内 蔵 清 |
| 税 務 課 長 | 高 松 和 弘 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 中 井 智 恵 |
| 社 会 福 祉 課 長 | 能 海 正 男 |
| 教 育 部 長 | 勝 眞 由 美 |
| 学 校 教 育 課 長 | 森 本 欣 樹 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 米 田 匡 勝
書 記 神 橋 秀 幸
〃 西 邨 さくら

- ## 7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第50号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本6月定例会も今月の26日、最終日近くまで後半戦になってきているところでございます。

本日、予算特別委員会、3月に当初予算ということについて、長い時間かけて審議をしていただいています。6月ですね、3か月たったところでの補正ということでございますので、数は少のうございますけども、間もない時点での補正ということで、市民に分かりやすくご審議いただきますようお願いいたします。

発言される場合、挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会で、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

また、発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に一般会計の補正予算の審査方法について確認いたしたいと思います。

今回の補正予算の範囲は、歳出で8款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出、歳入を一括で説明を受け、説明の後、歳出と歳入の全てに関する質疑を一括で行います。そして質疑終了後に、議員間討議、討論、採決を行います。

これまでのことにつきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、議第50号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

内蔵財務部長。

内蔵財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の内蔵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となっております議第50号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,172万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億6,772万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳出から説明させていただきます。2款総務費、1項、13目地方創生臨時交付金事業費で

補正額は2億885万円でございます。国の施策に伴い、地方創生臨時交付金を活用し、定額減税補足給付金の支給を行うものでございます。

続きまして、同じく5ページの下段になります。3款民生費、4項、1目生活保護総務費で補正額は193万6,000円でございます。こちらは国の制度改正に伴い、生活保護システムの改修を行うものでございます。

続いて、6ページになります。8款教育費、1項、2目事務局費で補正額は93万5,000円でございます。新たな校務支援システムへの接続業務を委託するものでございます。

歳出は以上になります。

続きまして、歳入です。事項別明細書の4ページをお願いいたします。

上から、14款国庫支出金でございます。2項、1目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金で補正額は2億885万円、こちらは歳出2款にございました定額減税補足給付金事業に係る国庫補助金でございます。

続いて、その下、2目民生費国庫補助金、生活保護システム改修事業補助金で補正額は96万8,000円。こちらは歳出3款にございました生活保護システム改修に係る国庫補助金となっております。

続きまして、18款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金で、収支の調整といたしまして190万3,000円を繰り入れるものとなっております。

以上で、一般会計補正予算（第1号）につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入りますが、先ほど冒頭で説明申し上げましたとおり、歳出と歳入の全てについての質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。今日、どうぞよろしくお願いをいたします。

簡単に確認をさせていただけたらと思います。まず、2款、1項、13目の定額減税の補足給付金事業についてお伺いをいたします。

この事業というのは、令和5年度の経済対策としてそもそも始まって、令和6年度の所得税については3万円、それから住民税の所得割については1万円、減税しましょうと。そのしていないというか、そもそもそこに達しない方については、令和7年度、今回入ってから1万円単位で調整しましょうというふうなものであると。減税の対象としては、所得が1,805万円に達しない方が対象であるというふうに理解をしておるんですけども、まずこれに関しまして、地方自治体の事務として、大体いつ頃から、つまり令和6年度からスタートして令和7年度までという形なので、今回これが終わりですね、めどがつくのは大体いつ頃の予定なのかということだけお伺いをできたらと思います。

それからあと3款民生費の4項、1目、生活保護総務事業についてなんですが、これは令和5年度、令和6年度が1,000円加算をすると。令和7年度、令和8年度の2年間限定で500円加算をするというふうに理解をしておるんですが、今回この形で生活保護システムの改修

委託料ということで改修をするということなので、また、1つ確認なのは、前回1,000円にアップしたときも改修をされたのかということの確認と、今回確認をして、これはまた2年後には見通しとしては、金額が変わるなりした場合には改修になる、そういう見通しのものなのかということを確認させてもらえたらと思います。

以上2点、お願いいたします。

藤井本委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課の高松です。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村委員さんのご質問でございますが、まず最初に今回の定額減税補足給付金の不足額給付の概要につきまして、簡単にご説明のほう申し上げたいと思います。

先ほど部長の説明のほうにもございましたが、国のデフレ脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、令和6年度に定額減税、納税義務者及び扶養親族1人につき令和6年分の所得税から3万円、令和6年度の個人住民税から1万円がそれぞれ実施されました。

その際、定額減税対象者のうち、その時点、昨年、令和6年時点で入手可能な令和5年分所得等を基に推計で算定した令和6年分推定所得税と令和6年度個人住民税所得割額とを用いまして、定額減税可能額が税額を上回り、減税しきれないと見込まれる方に対しまして、その差額を、昨年度定額減税補足給付金の当初の調整給付として、令和6年度8月以降に税務課のほうで支給しておるところでございます。

今回、令和6年分の所得税額及び定額減税の実施額等が、今年、令和7年の2月、3月に確定申告等で確定したことによりまして、本来給付すべき額が、昨年実施した当初調整給付の支給額を上回り、不足が生じる方に追加で給付するのが今回実施する不足額給付となっております。

委員お伺いあったスケジュールなんですけれども、今年度につきましては、この補正予算の議決が認められましたら、システムの改修をしまして、令和7年の対象者等を確認して、できたら7月中に対象者を絞って、8月の中旬ぐらいに案内のほう送れたらと思っています。

申請期限は、国のほうから示されているのは10月末というふうに伺っておりますので、年内にはこの補足給付金の事業については終了する見込みと考えております。

以上です。

藤井本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課、能海でございます。よろしくお願いいたします。

委員の1点目のご質問なんですけれども、令和5年10月改正時にはシステム改修を行っております。

2点目の問いなんですけれども、生活保護の基準改定のたびに、今後もシステム改修が必要になるものと考えております。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。まず、定額減税補足給付金事業については年内には終わりますということで、順調にいくように願っております。

それからあと、生活保護総務事業につきましても承知いたしました。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 もう聞かれましたので。

藤井本委員長 同じ内容ということですか。

ほかにございませんか。

どうぞ。

谷原委員。

谷原委員 吉村委員との関連というところになります。先ほどありました歳出の2款、1項、13目、定額減税補足給付金事業について質問します。

1つは、今回の定額減税補足給付金の対象となるのは具体的にどのようなケースか教えていただきたいと思います。先ほどありましたように、既に令和6年度に一度推計されて、定額減税等を支払われているわけですが、補足給付ということで、具体的にどのような方が対象になるのか教えていただきたいと思います。併せて、それらの方々に対して何らかのアナウンスをされると思うんですが、全てそういう方が把握できているのかということ。そうした対象者の方については税務課のほうで把握できているのかどうかということも併せて質問したいと思います。

それから2つ目ですが、市の広報としてどのようなことを考えておられるかということについてお聞きしたいと思います。非常に制度が複雑でして、自分が対象になっているかなっていないか、幾らもらえるかということが、昨年度もコールセンターなどを設けて対応するという事例もあるぐらい複雑なものですから、このアナウンス、どのように。あなたが対象になる可能性がありますよというアナウンスを案内、広報されるのかということについて、2点お伺いいたします。

藤井本委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課、高松です。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員さんの質問でございます。まず、1点目の不足額給付の対象者についてでございますが、令和6年度、昨年度に実施いたしました当初調整給付の算定に際しまして、令和5年分所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどによりまして、令和6年分所得税及び定額減税の実施額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方がまず対象になります。これらの対象者については、税務課で把握できると考えております。

このほかに、今回の不足額の対象者の中には、本人及び扶養親族等として、定額減税の対象外であって、かつ低所得者世帯向けの給付の対象世帯にも該当しなかった方についても今回の不足額の給付の対象となりますが、こちらのほうについては、個別に書類の提示、申請により給付要件を確認して、給付する必要がある方となりますので、対象者を全て把握することは困難であると考えております。

把握が困難な場合なんですけれども、こちらのほうは国から示されているものとしては、課税世帯に属している事業専従者などがございます。税法上、事業専従者は扶養ができない

ため、課税世帯に属している事業専従者であって、その事業専従者自身が所得税、住民税が非課税であるけども、これまでに実施されました低所得者世帯向けの給付金、令和5年、令和6年の非課税給付等に該当していない方が対象になると考えております。

2点目の広報についてでございますが、不足額給付につきましては、昨年度に実施した当初の調整給付のときと同様に、またホームページや広報誌での啓発を予定しておりますが、今回の給付金につきましても、本当に制度内容が大変複雑なものとなっており、支給対象者となるかどうか、なかなか説明が難しいと事務局としても感じておるところでございます。

給付金の支給対象が把握できる方については、税務課から確認書等の案内を郵送する予定をしておりますので、その内容を適切に周知して、円滑に給付金が支給できるように努めたいと考えております。

問合せの窓口に関してでございますが、今回実施する不足額の給付の対象者数は、前年度の当初の調整給付の対象者に比較して少なくなる見込みと想定しております。今回予算要求しておる会計年度任用職員を1人採用して、税務課職員と協力して窓口対応をしたいと考えておりますので、昨年度はコールセンターを設置したりしておったんですけども、今回については税務課の窓口で通常の業務時間内において対応したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。対象者については、大きく分けて2つ。1つは、税務課として把握していますよという分ですね。よくあるのは、新たに扶養親族が増えた場合などは不足するということになりますから、その分をまた給付すると。これは分かりやすいし、把握されていると思うんですが、2つ目は把握されていないものなんですね。それは何かというと、令和6年分の確定申告に伴って、それが確定することによって、例えば個人事業主など専従者控除、専従者として給料を受けている方。この方で所得税を払うとこまで至っていない方。だから個人事業主の中で専従者を置いておられるところ、特に家族を専従者とするわけですから、そういうところに漏れが生じるということがあり得ると。これは把握できていないわけですから、アナウンスすることによって申請していただかなければいけないということになるだろうと思います。

これは全てお答えになったので、要望ということで申し上げておきますけれども、今、各市町村のホームページを見ますと、非常に分かりやすい事例を個別にちゃんと挙げて、こういう方が今回の対象になりますよと。例えば新たに扶養が増えた方、赤ちゃんとか生まれて扶養が増えた方なんかは対象になりますよと。ただ、ここは案内が行くと思っておりますので、いいんですが、それ以外に個人事業主の方で家族専従者とされている方についてはこうですよというのがありますので、ぜひホームページでもそういうことをちゃんと周知して、そういう方に手が届くようにぜひしていただきたいと。コールセンターは設けないけれども、会計年度任用職員を1人充てて、相談業務に当たるということですので、相談の電話先も含めて、きちっとアナウンスをしていただくことを要望いたします。

以上です。

藤井本委員長 今のは要望ということでお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 今の谷原委員の質問に対して、私も説明の内容について、冒頭、委員長のほうから市民に分かりやすい議論ということをお述べになっております。

議員に関しては、事前にこの議案説明の中でこういう具体的な内容について説明も受けているわけですが、若干内容が複雑な事業については。当初予算についてはいろいろと予算のポイントとか概要とかということで補足資料等を提出していただいているんですけども、補正予算になりますと、なかなかそういう具体的な分かりやすい資料というのも提出していただいておりますので。私も他市のホームページ等を見ますと、やっぱりきちっといいますか、市民にどうしたら伝わりやすいかということを配慮した内容の掲載もやっております。

現時点で、この予算審議の段階で、私は、市民向けにこういうふうな内容を伝えたいねんという準備をしていただければ、この中でいろいろと内容についての深掘り議論ができるかなと思うんですけど、ちょっとこの2億円、定額減税補足給付金を支給しますというタイトルで内容の深掘りというのは、なかなか議論しにくいといえますか。

先ほどから吉村委員、非常に事前準備をしていただいて、その内容についての質問等されているんですけど、私は委員長がおっしゃられているように市民に分かりやすいということになりますと、なぜこういうことに至ったのかというふうなことも含めて、事前の説明の中ではされていたかと思うんですけど、私は今回、事前説明を受けていないので、国の方針なり考え方まで十分把握していないという状況。イコール、市民の方もこの議論を聞いて、いきなり何やねんというふうな話になってしまいがちな議論でございますので、少し資料の提出を細かくといえますか、分かりやすい入り口の議論、説明も含めて、今後こういう補正予算等については資料の提出を要望いたしておきます。

以上です。内容については分かりました、結構でございます。

藤井本委員長 お二人から要望ということで、複数の委員さんからございました。どういう予定をされてんのか、ホームページに分かりやすく掲載をすとかいうふうなお話が出ていたけれども、あくまで今のところ予定ということになろうかと思います。非常に市民の方も、例えば今のお話を聞いているだけではなかなか分かりにくいものがあるかと、それは思うんですけども、もちろんそれを窓口で対応するというので、業務としてやっていただきますけど、分かりやすい広報というふうに予定されている分があれば、お示しいただきたいと思います。

高松課長。

高松税務課長 ただいまの増田委員、谷原委員、委員長からのお問合せでございます。一応、今回の定額減税につきましては、こういった給付のやつで全員協議会とかで昨年度説明させてもらっていると思います。こういった資料等を基に、また他市の広報の情報とかは確認しながら、

本当に分かりやすいような形で周知には努めていきたいというふうに考えております。

申告とか受けていましたら、やはり市民さんも知っている方はよく問合せとかいただいております。時期とか国のほうの施策から周知が下りてくるのが遅かったというのもありますし、先にもらっていたら対象にならへんとか、実際どうなるんかというたら、本当にケース・バイ・ケースになりますんで、その辺は丁寧に市民の方に窓口対応していけたらなというふうに、課員一同、周知していきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 今、丁寧にという言葉がございましたので、丁寧に広報並びに説明いただきますようお願いします。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

短い時間でございましたけども、要望も含め、慎重にご審議いただきましたことに感謝を申し上げます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午前9時55分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩